



倉吉市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和8年3月26日

倉吉市教育委員会



倉吉市教育委員会規則第1号

倉吉市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び倉吉市立学校長（以下「校長」という。）の権限と責任の下、地域の住民及び学校に在籍する生徒又は児童の保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深めるとともに、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、当該学校（以下「対象学校」という。）の協議会を置くものとする。

(委員)

第4条 協議会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者
 - (3) 対象学校の学校運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者
- 2 校長は、委員の任命に当たり、適当と認められる者を推薦することができる。
- 3 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会が定める。
- 4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、その任命を受けた日から当該任命を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項の規定によるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 協議会及び対象学校の学校運営に支障をきたす言動を行うこと。
 - (2) その地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
 - (3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(報酬等)

第7条 委員についての報酬及び費用弁償は、支給しない。

(学校運営に関する基本的な方針についての承認)

第8条 校長は、対象学校に関する次に掲げる事項について、適切な時期に協議会に説明し、その承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 教職員についての公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針
- (4) 予算の編成に関する基本方針
- (5) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により説明した同項各号に掲げる基本方針等に基づき学校運営を行う。
(協議会の役割)

第9条 協議会は、対象学校の学校運営全般について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対し、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関し、当該対象学校及び地域の実態及び実情を踏まえた必要な人材像並びに人材の配置について、教育委員会を經由して、鳥取県教育委員会に対し、意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会又は鳥取県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。
- 4 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の学校運営の状況等について評価を行うものとする。
- 5 協議会は、地域の児童生徒の健全育成に資するため、委員に限らず、地域住民等を広く参加者として、対象学校によるものその他の広く教育について協議をし、意見交換をし、又は研修を行う場を主催することができる。

(地域住民等への情報の提供及び参画等の促進)

第10条 協議会は、その活動の状況について地域住民等への情報の提供に努め、及び対象学校の学校運営に地域住民等の理解、協力、参画等が得られるよう努めるものとする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、及び協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第12条 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議（以下この条及び次条において単に「会議」という。）を招集し、議事を掌る。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合は、校長が会議を招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（会長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の記録を調製し、保管しなければならない。

(会議の公開等)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合は、校長に申し出るものとする。
- 3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(委員への研修)

第14条 教育委員会は、協議会及びその委員の役割及び責務について理解を図るため、委員に必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営確保のための措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営の状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の学校運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その任を解くことができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第6条の規定（第1項後段を除く。）に反した場合
- (3) その他相当の理由がある場合

2 教育委員会は、委員の任を解く場合は、その者にその理由を示さなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。